

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県盛土等の規制に関する条例（仮称）の制定
意見募集の趣旨	<p>令和3年7月の大雨に伴い、熱海市伊豆山地区において発生した土石流災害により多くの人命が失われました。この土石流災害につきましては、上流部で施工されていた盛土の崩壊が被害を拡大させたと推測しています。</p> <p>県では、二度と同じような災害を発生させないために、盛土規制のあり方を見直すことが必要であると考え、本県周辺県で最も厳しい条例を参考に、県民の生命、身体及び財産を保護するために盛土について必要な規制を行う条例の制定を目指し、その骨子案を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	<p>令和3年11月29日（月）～ 令和3年12月28日（火）</p> <p>（郵送の場合は、当日消印有効）</p>
意見の提出方法	<p>郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（書式自由）を提出してください。</p> <p>なお、御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 郵送の場合 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6（県庁東館12階） 静岡県交通基盤部都市局土地対策課</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-3385</p> <p>3 電子メールの場合 tochitaisaku@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	<p>静岡県交通基盤部都市局土地対策課 電話番号 054-221-2223</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> 御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、個別には回答いたしませんので御了承ください。 電話での御意見は御遠慮ください。必ず上記「意見の提出方法」によっていただきますようお願いいたします。